

柏市図書館再編構想策定支援業務委託仕様書

1 件名

柏市図書館再編構想策定支援業務委託

2 場所

柏市教育委員会生涯学習部図書館

3 業務の目的

本業務は、平成31年2月に策定した「柏市図書館のあり方」の実現を図るとともに、人口動態、財政状況、公共施設の老朽化等の課題及び本市の方針を踏まえ、「柏市図書館再編構想」を策定するにあたり、専門的知見に基づく支援を受け、効率的かつ効果的に策定作業を推進することを目的とする。

4 委託の期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5 契約方法

総価契約

6 支払い回数

1回

7 業務内容

(1) 柏市図書館再編構想の内容、構成に関する提案等

市が作成した「『柏市図書館のあり方』の実現に向けた柏市図書館再編構想の策定方針」を踏まえ、発注者と協議しながら、本構想の内容及び構成について提案する。また、本構想案の作成を行う。

(2) 本市図書館の現況調査及び分析、課題の整理

本構想策定に資する基礎調査として、本市及び全国の図書館の情報を収集及び分析、課題の整理を行い、必要に応じて比較資料を作成する。

(3) 図書館への市民の関心喚起、意見聴取の実施補助・支援

図書館への関心喚起、意見聴取の実施にあたり、実施主体は発注者とし、受注者は具体的な企画・提案、資料の作成、管理運営等の補助・支援を行う。時期・回数・場所、実施内容の市民への周知方法等については本市担当者と協議のうえ決

定する。なお，以下の実施を市は想定している。

ア ワークショップ

イ 講演会

ウ アンケート

エ 座談会，インタビュー

オ パブリックコメント

カ 広報かしわ，ホームページ，SNS等による情報発信

(4) 市民意見の分析

幅広く聴取した意見の分析を行い，本構想への反映手法の検討及び反映を行う。

(5) 会議資料の作成，出席，説明補助，会議録の作成

(6) 「柏市図書館再編構想」の作成及び進行管理

なお，本構想の冊子の印刷及び納品業務は当業務に含まれないものとする。

(7) 創意工夫による提案

本業務においては，創意工夫による提案を積極的に求める。

8 策定スケジュール概要

なお，本スケジュールは目安であり，発注者との協議により変更する場合がある。

令和8年 6月～10月

- ・幅広い市民等からの意見聴取
- ・本市図書館の現況調査及び分析，課題の整理
- ・本構想の内容，構成の提案等

11月 市民意見の分析

12月 パブリックコメント案の作成

令和9年 1月 パブリックコメントの実施

2月 図書館協議会での本構想案の諮問

3月 本構想の電子データ納品

9 成果品

以下のものについて，書類及び電子データで納品すること。電子データは Word, Excel, PowerPoint, PDF 形式を用いることとするが，本構想の冊子編集や印刷に用いる電子データについては，Adobe InDesign 形式 (.indd) や Illustrator 形式 (.ai) 等を用

いることも想定して、別途協議を行う。

(1) 柏市図書館再編構想（電子データのみ）

(2) 本業務で作成、使用した資料等一式

（想定されるもの）

ア 調査報告書

イ 市民意見分析結果

ウ 会議資料及び会議録

エ 構想案作成過程資料

1 0 実施体制

受注者は、本業務を遂行するため、以下の条件を満たす業務責任者を配置することとする。

(1) 過去10年の間に、官公庁と契約した本業務と同様もしくは新築・改修等に関する基本構想・基本計画策定に関する業務に携わったことがある。

(2) 業務を統括及びマネジメントを行う。

(3) 原則、発注者との会議や打ち合わせに出席する。

(4) 受注者に直接雇用されている者である。

(5) 不測の事故等により業務の遂行に支障をきたすことのないよう必要な実施体制を整える。なお、発注者は必要と認められるときは業務実施体制の変更を求めることができる。

1 1 業務の再委託

本業務の主要部分（企画立案、分析、構想案作成等）の再委託は認めない。ただし、業務の専門性等の理由により受注者自ら実施することが困難な場合、または再委託により、より高い効果が期待される場合であって、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

なお、コピー、資料の収集および整理、単純な集計作業、原稿の入力作業、翻訳、参考書籍および文献の購入、消耗品の購入等の軽微な業務については、発注者の承認を要しないものとする。

また、企画提案書提出時点において再委託を予定している場合は、再委託の内容および再委託先の名称等を企画提案書に記載すること。この場合であっても、実際に再委託を行う

際には、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

1 2 権利の帰属

- (1) 本業務の履行により作成された成果品に係る所有権および著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は、原則として発注者に帰属するものとする。また、受注者は、当該成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (2) 発注者は、当該成果品について、複製、改変、二次利用その他必要な利用を行うことができる。ただし、成果品の全部または一部に第三者が権利を有するものまたは受注者が従前から保有する権利が含まれる場合には、受注者はその旨を事前に発注者に通知し、その取扱いについて協議の上、定めるものとする。

1 3 一般事項

(1) 費用負担

本業務の遂行に当たり、必要な消耗品類、交通手段、その他本業務の遂行に要する経費は、受注者の負担とする。ただし、講演会を開催する場合の講師費用及び会場費用は発注者が負担するものとし、意見聴取の実施に用いる備品類の負担については受注者及び発注者間で協議を行えるものとする。

(2) 法令の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関係法令を遵守すること。

(3) 秘密の保持

本業務委託により知り得た事項については、他に漏らすことを禁止する。業務完了後も、同様とする。

(4) 成果品等の利用

本業務における成果品、業務執行上作成した資料については、本市行政における利用を許諾するとともに、本市の承認を受けずに当該資料の公表又は貸与をしないこと。

(5) 打ち合わせ

受注者は、本市担当者と緊密な連携をとり、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中で中間報告を求められたときは、直ちにこれを行うこと。なお、打ち合わせにあたっては、本業務の執行に当たる管理責任者又は担当者が立ち会うこと。

(6) 成果品の検査

- ア 業務完了時には，成果品の検査を受けること。
- イ 当該検査に当たり，受注者の業務責任者が立ち会うこと。
- ウ 当該検査において，訂正等がある箇所は直ちに対応すること。
- エ 業務完了後において，受注者の責めによる業務の瑕疵が発見された場合は，直ちに当該瑕疵の修正を行うこと。

(7) 参考資料等の貸与

本市が保有する資料等は，所定の手続きにより受注者に無償で貸与するものとし，業務完了後は速やかに返却すること。

(8) 生成 A I の利用

受注者が生成 A I サービスを利用する場合は，以下の事項を遵守すること。

- ア 入力する情報は，業務目的の達成に必要な最小限の範囲に限定すること。
- イ 個人情報，機密情報その他外部に漏えいしてはならない情報を入力してはならない。
- ウ 入力した情報が当該サービスの学習データとして利用されない設定又は契約形態（法人向けプラン等）を利用すること。
- エ 利用する生成 A I サービスの名称，利用目的及び利用方法について，事前に発注者の承認を得ること。
- オ 不特定多数の利用者に提供される生成 A I サービスを利用する場合は，情報の取扱い及び利用規約を十分に確認し，発注者の承認を得た場合に限り利用できるものとする。
- カ 生成 A I の出力結果については，その正確性及び適法性を受注者の責任において確認すること。
- キ 生成 A I の利用により作成された成果物については，著作権侵害等が生じないことを確認すること。

(9) 第三者の権利

本業務の履行に当たり，第三者の肖像権，所有権，著作権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害しないこと。

また，第三者の権利に関する紛争等が生じた場合には，当

該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き，受注者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

(10) その他

契約締結時の仕様書は，契約の相手方に特定した受託候補者の企画書の内容を踏まえ，業務内容を調整したものとする。なお，本仕様書の解釈に疑義が生じた場合，または定めのない事項は本市担当者と協議を行うものとする。

1 4 担当

柏市教育委員会生涯学習部図書館 宮脇

住所 277-0005 千葉県柏市柏5丁目8番12号

電話 04-7164-5346